

2022年6月9日

各位

上場会社名 東洋建設株式会社
代表者 代表取締役専務執行役員 藪下 貴弘
(コード番号 1890 東証プライム)

第100回定時株主総会第5号議案に関するISSレポートに対する当社見解について

当社は、2022年6月24日開催予定の当社第100回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に第5号議案として上程しております「Vpgらによる当社株式についての大規模買付行為等が行われる具体的かつ切迫した懸念があることに基づく当社株式の大規模買付行為等への対応方針（Vpgらによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策）の承認、及び、当該対応方針の有効期間中に大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに重大な違反をして大規模買付行為等を行った場合に当該対応方針に基づき対抗措置を講じることの承認の件」（以下「本議案」といいます。）に関して、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services Inc.（以下「ISS社」といいます。）から、本議案に対して「反対」を推奨する旨の英文レポート（以下「ISSレポート」といいます。）が発行されている事実を確認いたしました。

本議案に関する当社の考え方等は、本定時株主総会の招集ご通知（以下「本招集通知」といいます。）の「株主総会参考書類」に記載のとおりでございますが、賛否をご判断いただくに当たって、本議案に関する当社の考え方等を株主・投資家の皆様に改めてご理解いただきたく、ISSレポートに対する当社の見解を下記のとおりご説明いたします。

なお、本プレス・リリースにおける、「Vpgら」とは、ダブリューケイ・ワン・リミテッド（WK1 Limited）並びにその共同保有者であるダブリューケイ・ツー・リミテッド（WK2 Limited）及びダブリューケイ・スリー・リミテッド（WK3 Limited）の実質的な出資者であり、山内万丈氏を代表理事とする Yamauchi-No.10 Family Office（以下「YFO」といいます。）の日本国内の事業会社である①合同会社 Vpg 及び②株式会社 KITE の2社を総称してまいります。

記

1. ISS社の反対推奨の理由

ISS社は、ISSレポートにおいて、①本議案が、ISS社がいわゆる一般的なポイズン・ピルの議案に賛成推奨するために必要と考えている複数の要件のうち、（他の要件は満たすとするものの）特定の1要件（具体的には、招集通知が、株主総会の開催日の4週間前に開示されていること）を満たしていないとした上で、その場合でも、本件が YFO

らによる大規模買付行為等を対象としたものであること（いわゆる特定標的型であること）から、本議案を賛成推奨するに足りる特段の事情があれば賛成推奨することもあり得るものの、②公開買付けにより発行済株式の全てを取得しようとする特定の買主が出現した場合に、当該買主に対抗して、より有利な公開買付価格で応募する潜在的な機会を株主から奪うこととなるポイズン・ピルを導入することは適切ではないと考えられることを理由として、結論的に、本議案につき反対推奨をしております。

なお、上記①について、ISS 社は、同社が一般的なポイズン・ピルに賛成するために必要と考えている要件のうち、本件対応方針が、上述した招集通知の開示開始時期の点を除き、(i)ピルの発動水準、(ii)ピルの有効期限、(iii)取締役会の状況等、(iv)ピルの総継続期間、(v)基準を満たす独立取締役の数、(vi)基準を満たす独立取締役の比率、(vii)取締役の任期、(viii)特別委員会の構成、及び(ix)他の買収防衛策の存在、の各要件の全てをクリアしていることを認めているところです。

2. 当社の見解

本招集通知の「株主総会参考書類」及び 2022 年 5 月 24 日付けプレス・リリースでご説明しておりますとおり、当社取締役会が 2022 年 5 月 24 日に導入を決定した「合同会社 Vpg らないしダブリューケイ・ワン・リミテッド (WK 1 Limited) らによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社株式の大規模買付行為等への対応方針 (Vpg らによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策)」(以下「本対応方針」といいます。)は、市場における買増しや強圧性のある TOB を含む大規模買付行為等の威迫のない状況下において、Vpg らを含む大規模買付者を含む特定株主グループから十分な情報をご提供いただき、株主の皆様及び当社取締役会が大規模買付行為等について十分に熟慮し、適切な判断を行うための時間と情報を確保することを目的としたものであり、本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化するための、いわば「対等な交渉力確保目的スキーム」であって、買収防衛を目的とした「買収防衛」策ではなく、その意味で、一般的な「ポイズン・ピル」でもありません。このように、本対応方針は一般的なポイズン・ピルではないにも拘わらず、ISS レポートにおいて、ISS 社が、いわゆる一般的なポイズン・ピルの議案に賛成推奨するために必要としている要件を充足していないことを理由に本議案に対して反対推奨をしているのであって、その反対推奨の理由は明らかに不合理です。

なお、いわゆる一般的なポイズン・ピルの議案に賛成推奨するために必要としている要件の充足を求めることの合理性を措くとしても、ISS 社が、本議案が充足しないと指摘している、本議案に係る招集通知が株主総会の開催日の 4 週間前に開示されていることという要件についても、当社は、2022 年 5 月 24 日付けプレス・リリースで本議案を本定時株主総会に諮ることを明示的に記載しており、かつ、同プレス・リリースと本議

案は形式的な箇所を除きほぼ同一の内容であることから、実質的には、本議案について、本定時株主総会の1か月前には当社の株主・投資家の皆様に対して開示しており、株主の皆様は本議案について1か月間の検討期間が確保されています。したがって、本議案は、招集通知が株主総会の開催日の4週間前に開示されていることとの要件も実質的には充足しているといえます。このため、本対応方針は、ISS社が一般的なポイズン・ピルの議案に賛成推奨するために必要としている要件を実質的に全て充足しております。したがって、この点からも、ISSレポートにおいて、ISS社が、いわゆる一般的なポイズン・ピルの議案に賛成推奨するために必要としている要件を充足していないことを理由に本議案に対して反対推奨をしていることは明らかに不合理です。

また、上記のとおり、本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化するための、いわば「対等交渉力確保目的スキーム」であって、本対応方針は、YFOの提案する公開買付けを含む当社株式の買収を阻止することを目的とするものではなく、また、買収防衛を目的とした一般的な「買収防衛」策ではなく、その意味で、一般的な「ポイズン・ピル」でもありません。したがって、本対応方針は、ISSレポートにおいてISS社が不適切であるとする、より有利な公開買付価格で応募する潜在的な機会を株主から奪うこととなるポイズン・ピルには該当せず、この点においても、ISSレポートは全く適切ではないと言わざるを得ません。

ちなみに、YFOらは当社株式の全部の買付けを目的とする公開買付けの申込みを当社にされておりますが、当該公開買付けの実施に当たっては、当社取締役会の賛同を条件とする旨も明言されており、実際に当該公開買付けも未だ開始されておられませんので、本対応方針は、そもそも、「有利な公開買付価格で応募する潜在的な機会を株主から奪うこととなる」ものでもありません。

株主の皆様におかれましては、本議案及びISSレポートに対する当社の見解をご賢察いただき、当社の中長期的視点からの企業価値の向上ないし株主の皆様共同の利益の最大化の取組みについてご理解いただいたうえで、本議案における議決権行使の判断をしていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以 上